

コンテンツ作成におけるガイドライン（令和８年７月版）

（１）コンテンツ作成から投稿までの流れ

- ①参加メンバー（チーム）が投稿コンテンツを作成
- ②サポートセンター事務局が指定する WEB フォームから、キャプション（文章）等を申請
※申請前に、上長や広報担当へ内容の承認を得ること
- ③サポートセンター事務局が案内する URL に、動画・写真をアップロード
※アップロード前に、上長や広報担当へ内容の承認を得ること
- ④職員の個人的な意見と解釈できる内容を、京都府の公式見解として誤解されないようサポートセンター事務局が投稿内容の表現等を確認し、京都府へ共有 （内容により修正依頼や、投稿不可となる場合あり）
- ⑤サポートセンター事務局が Instagram および YouTube に投稿
（Instagram アカウントを持つ法人の場合は、共同投稿も可能）

（２）投稿コンテンツ作成における注意事項

- ・ポジティブな表現を用いること
 - ・法人、事業所の P R ではなく、福祉業界の魅力発信に資する内容とすること
 - ・投稿内容に個人情報（職員・利用者）が含まれる場合は、京都府の SNS 動画に掲載する旨、必ず本人の同意を得ること
- また、上記（１）②の WEB フォームにて個人情報掲載許諾に関する設問へ回答すること

（３）投稿内容における禁止事項

- ・差別的・攻撃的な表現
- ・政治・宗教などセンシティブな内容
- ・個人や他社への誹謗中傷
- ・虚偽の情報や誤解を招く表現
- ・著作権、商標権、肖像権などの第三者の知的財産権を侵害する恐れのある内容
（BGM は著作権フリー音源を、事務局にて追加し投稿いたします。）
- ・法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- ・公序良俗に反する内容

- ・ 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- ・ 生成 AI により作成された画像・動画・文章等の使用

(4) トラブル防止策

- ・ コメント欄の管理はサポートセンター事務局が行う。(不適切なコメントは事務局にて削除・非表示)

(5) その他

- ・ 京都府は本アカウントに関連する事項に起因したトラブル・苦情、または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- ・ Instagram の法人・事業所アカウントがある場合は、共同投稿機能（コラボ機能）を活用し、より多くの利用者に届くよう本アカウントの投稿を展開すること。
- ・ 京都府事業の公式アカウントであることを意識し、過度に刺激的な表現や特定の商品・施設の宣伝につながる表現は使用しないこと。

【参考：令和 7 年度 SNS 魅力発信企画における修正項目一覧】

- ・ 特定の法人、事業所のみで適用されるルールを、福祉業界全体でのものととらえられる表現があるため。
- ・ パロディ的演出。京都府事業で特定の商品や人物の宣伝をしている状態となるため。
- ・ 動画内に商品が映っている。京都府が商品の宣伝をしている状態となるため。
- ・ 動画内に商品名、ブランド名が出ている（音声、テロップ等）。京都府が商品の宣伝をしている状態となるため。